

守監発第9号
令和7年8月19日

守谷市長　松丸修久様

守谷市監査委員　高瀬尚則

守谷市監査委員　高梨恭子

令和6年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された、令和6年度における守谷市水道事業会計決算、守谷市公共下水道事業会計決算及び守谷市農業集落排水事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見書を提出する。

令和6年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計、守谷市公共下水道事業会計及び守谷市農業集落排水事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

守谷市水道事業会計決算
守谷市公共下水道事業会計決算
守谷市農業集落排水事業会計決算

2 審査の期間

令和7年7月16日から令和7年8月15日まで

3 審査の方法

守谷市公営企業会計決算書、決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を發揮し、公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された令和6年度における守谷市公営企業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、その内容は適正であると認められた。

5 審査の意見（各会計の状況）

【水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、有収水量が増加したことにより、給水収益が増加している。しかしながら、分担金収入が減少したことなどにより、純利益は昨年度を下回った。

また、昨年度と同様、供給単価及び給水原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、計画的な老朽管の布設替工事を継続して実施している。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、昨年度と比較して、処理区域内人口及び家庭用の有収水量が増加した一方で、事業所の有収水量が減少したことにより、下水道使用料は減少した。しかしながら、受取利息や国庫補助金が増加したことから、総収益としては増となっている。この結果、純利益は昨年度を上回った。

事業費支出については、整備申請に基づく公共汚水柵の設置工事や汚水管及び雨水管布設工事並びに人孔鉄蓋更新工事を実施した。

また、昨年度と同様、使用料単価及び汚水処理原価は共に安定的に推移しており、安定した収益の構造に変化はなく、事業運営に必要な資金は確保されていることから、良好な経営状況にあると認める。

しかしながら、将来的には多額の更新費用が見込まれていることから、引き続き健全経営に努めるとともに、更新需要が本格化する前に可能な限り資金を確保しておくことが望ましい。

【農業集落排水事業会計】

経営成績を見ると、使用料単価が汚水処理原価を下回っており、使用料収入では汚水処理費用を賄えておらず、一般会計からの繰入金に頼った収益構造となっている。また財政状態を見ても、流動比率及び当座比率がいずれも 90.0 % で 100 % を下回っており、農業集落排水事業の経営に必要な経営資金を事業単独では確保できず、一般会計からの繰入金によって、それを賄っている現状である。

事業費支出については、汚水柵設置工事を実施したほか、農業集落排水事業における適切な施設の更新を実施していくため、農業集落排水機能強化対策計画策定業務を実施している。